

# 横瀬町 高齢者福祉計画・介護保険事業計画

誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

《第7期（平成30年度～32年度）》



平成30年3月

横瀬町

# 1 計画策定の趣旨

わが国の高齢化は世界に例のない速さで進行しており、少子化や核家族化による高齢者のみの世帯や一人暮らし高齢者の増加など、高齢者を取り巻く環境も大きく変化してきています。

また、今後は、団塊の世代が高齢期を迎え、本格的な超高齢社会になると予想されています。

介護保険制度は平成12年度の開始以降、我が国の高齢社会の介護問題を解決する制度として定着してきました。

今後も高齢化が進むうえ、高齢者の単独世帯や夫婦のみの世帯、認知症高齢者はさらに増加することが予測されており、団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）を見据え、地域包括ケアシステムの構築に向け、着実に計画を推進していく必要があります。

また、地域共生社会の実現に向けた取り組みとして、支援を必要とする住民が抱える多様で複合的な地域課題について、住民や福祉関係者による現状把握、課題の解決を図ることが重要となっています。

以上のことから、本計画は、在宅医療・介護連携の強化、総合的な認知症施策の推進、生活支援・介護予防の基盤整備等、地域包括ケアシステムの深化を進める計画として『横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画（第7期）』を策定するものです。

# 2 計画の位置付け

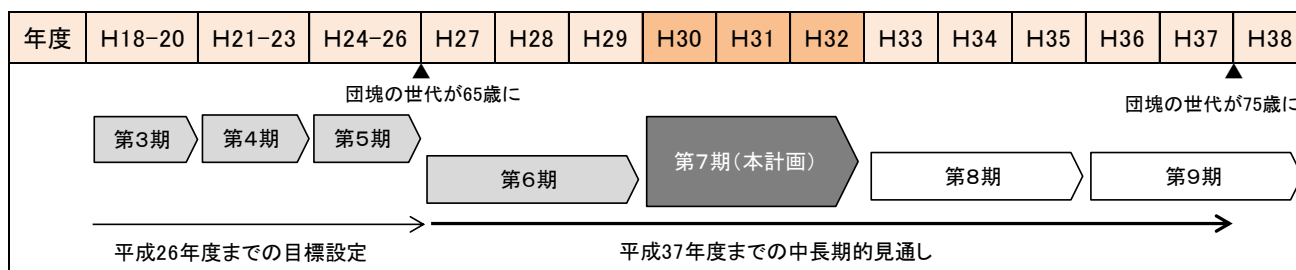
本計画は、老人福祉法第20条の8第1項の規定に基づく老人福祉計画と、介護保険法第117条第1項の規定に基づく介護保険事業計画を一体的に策定したもので、高齢者福祉施策を総合的かつ計画的に進めるための基本方針を明らかにしたものです。なお、両計画は、密接な関連性を持つことから一体のものとして定めることとされています。

また、本町の高齢者福祉に関する総合的計画として、本町の特性を踏まえるとともに、上位計画である「横瀬町総合振興計画」やその他の関連計画と整合性を図ります。

# 3 計画の期間

本計画の期間は、平成30年度から平成32年度の3年間とします。

なお、団塊の世代が後期高齢者となる平成37年（2025年）を見据えた中長期的な視点を持つものですが、法制度の改正や社会情勢等の状況に応じて随時見直し、改善を図るものとします。



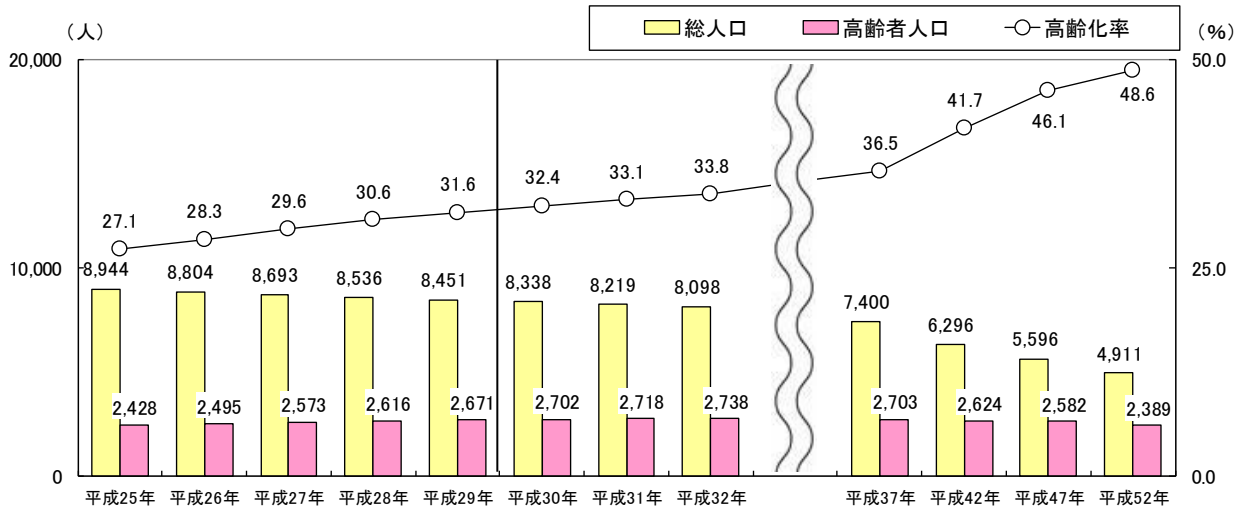
## 4 高齢者人口の現状及び推計

### (1) 総人口の推移及び将来推計

本町の総人口は、平成29年10月現在8,451人です。そのうち高齢者人口(65歳以上人口)は、2,671人で、高齢化率31.6%と約3人に1人が高齢者となっています。

平成30年から平成37年までの人口推計は、平成25年から平成29年までの住民基本台帳人口を基に、推計しています。本町の総人口は緩やかに減少し、平成32年には8,098人、平成37年には7,400人、平成52年には4,911人となると推計されます。

#### ○総人口の推移及び将来推計

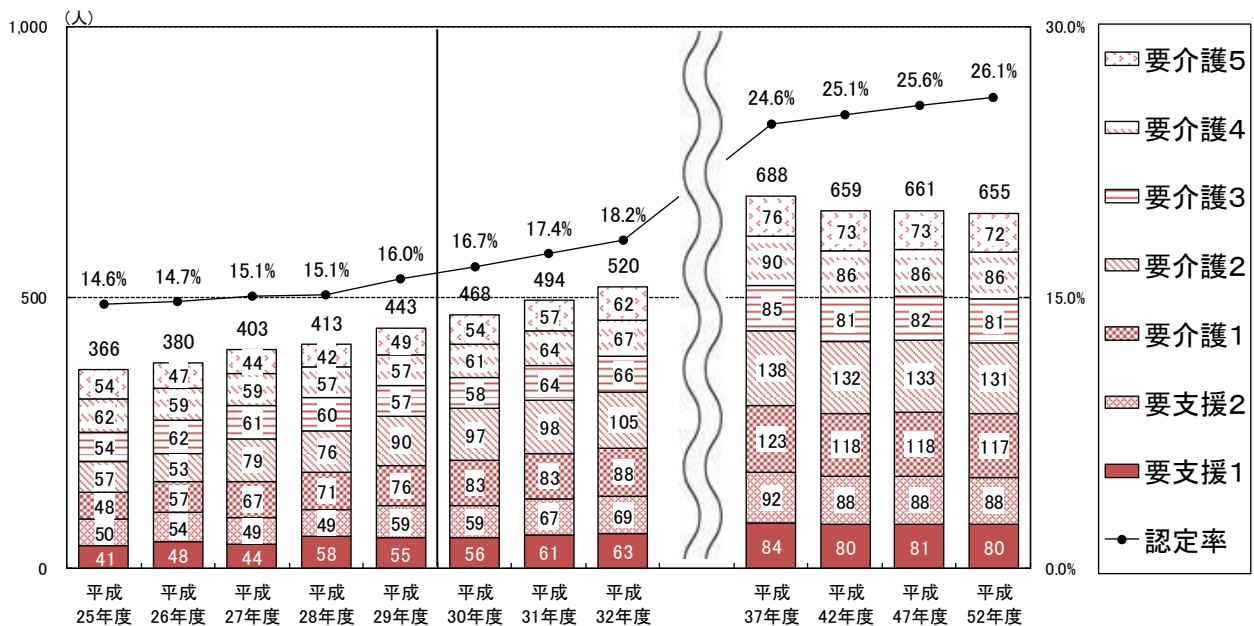


資料：平成29年までは住民基本台帳（各年10月1日現在）、平成37年までは平成25年から平成29年の住民基本台帳による推計人口値、平成42年以降は横瀬町人口ビジョンによる趨勢人口値

### (2) 要支援・要介護認定者の推移及び将来推計

要支援・要介護認定者の推移では、平成29年度現在443人で、平成25年度の366人と比較すると、77人増加しています。要支援・要介護者の推計値は、推計人口をもとに、要支援・要介護者の出現率の傾向から推計しています。平成30年度以降の推計では、平成32年度では520人(認定率18.2%)、平成37年度の688人(認定率24.6%)をピークに徐々に減少し、平成52年度では655人(認定率26.1%)と想定されます。

#### ○要支援・要介護認定者の推移及び将来推計



資料：介護保険事業状況報告年報（平成29年度は平成29年9月月報値）、平成30年度以降は見える化システムによる推計値

## 5 計画の基本理念と基本目標

# 誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち

本町では、「誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち」を基本理念に掲げ、高齢者福祉施策や介護保険サービスを展開してきました。

第7期においてもこの基本理念を踏襲し、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続して営むことができるよう、「介護」・「予防」・「医療」・「生活支援」・「住まい」の5つのサービスを切れ目なく提供する「地域包括ケア」の実現を念頭に、保健、医療、福祉の関係機関・団体の連携により、地域全体で高齢者を支える体制づくりを進めます。

基本理念	基本目標	施策の方向性
誰もが安らぎとぬくもりに包まれて暮らすまち	【基本目標1】 健康で生き生きと暮らすために	1. 地域支援事業の推進 2. 健康づくり支援
	【基本目標2】 安心して介護が受けられるために	1. 介護サービスの適正化の取り組み 2. 低所得者への負担軽減対策 3. 家族介護者への支援 4. 介護人材の確保、定着、育成
	【基本目標3】 住み慣れた地域で暮らしていくために	1. 地域密着型サービスの充実 2. 居宅介護支援事業所の指定 3. 地域包括ケアシステムの推進
	【基本目標4】 安全・快適な暮らしのために	1. 情報提供の充実 2. 暮らしやすい生活環境の整備 3. 安全・安心に暮らせる生活環境の整備 4. 人権・権利擁護の推進 5. 高齢者の福祉施設サービス等 6. その他的高齢者福祉施策
	【基本目標5】 社会の一員としての生きがいある暮らしのために	1. 社会参加の促進 2. 生涯学習、地域活動の促進 3. 地域社会の理解の促進



## 基本目標1 健康で生き生きと暮らすために

高齢者一人ひとりが、健康でいきいきと住み慣れた地域で暮らしていけるよう、包括的な支援が身近な地域で受けられるような体制づくりを目指します。

### 1. 地域支援事業の推進

- (1) 介護予防・日常生活支援総合事業
  - 介護予防・生活支援サービス事業
- (2) 包括的支援事業
  - 地域包括支援センターの運営と機能強化
  - 地域包括支援センター運営協議会による運営評価の実施
  - 総合相談支援
  - 地域ケア会議
  - 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務
- (3) 任意事業
  - 配食サービス事業
  - 紙おむつ給付事業

### 2. 健康づくり支援

- (1) 一般介護予防事業
  - 介護予防把握事業
  - 介護予防普及啓発事業
  - 地域介護予防活動支援事業
  - 一般介護予防事業評価事業
  - 地域リハビリテーション活動支援事業



## 基本目標2 安心して介護が受けられるために

介護が必要な状況になった高齢者が、自らの意思でサービスを選択し、尊厳をもって生活ができるよう、介護保険の各種サービスの充実を図ります。

保険者である町は、利用者が安心してサービスを受けることができるよう、より一層サービスの質や利便性の向上を進めるとともに、家族の負担軽減及び相談支援を充実します。

### 1. 介護サービスの適正化の取り組み

- (1) 要介護認定の適正化
- (2) ケアマネジメントの適正化
  - 適切なケアプランの推進
  - 住宅改修等の点検
  - 研修会等の開催
- (3) 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化
  - 指導・監査
  - 苦情・通報情報の適切な把握及び分析
  - 不当請求あるいは過誤請求の多い事業者への重点的な指導
  - 介護給付費通知の送付及び受給者等から提供された情報の活用
  - 国保連合会介護給付適正化システムの活用
- (4) 制度の周知

### 2. 低所得者への負担軽減対策

- (1) 高額介護（介護予防）サービス費給付
- (2) 高額医療・高額介護合算制度
- (3) 特定入所者介護（介護予防）サービス費給付
- (4) 社会福祉法人等への利用者負担額軽減制度
- (5) 介護サービス利用料補助金制度

### 3. 家族介護者への支援

- (1) 家族介護者支援手当の支給制度

### 4. 介護人材の確保、定着、育成



## 基本目標3 住み慣れた地域で暮らしていくために

自助・共助・公助の考え方にに基づき、地域全体で高齢者を支える医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスの適切な組み合わせによる地域包括ケアシステムを推進します。

### 1. 地域密着型サービスの充実

- (1) 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (2) 夜間対応型訪問介護
- (3) 認知症対応型通所介護
- (4) 小規模多機能型居宅介護
- (5) 認知症対応型共同生活介護
- (6) 地域密着型特定施設入居者生活介護
- (7) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- (8) 看護小規模多機能型居宅介護
- (9) 地域密着型通所介護

### 2. 居宅介護支援事業所の指定

### 3. 地域包括ケアシステムの推進

- (1) 保険者機能の強化等による自立支援・重度化防止に向けた取り組みの推進
- (2) 在宅医療・介護連携の推進
- (3) 認知症支援策の推進
  - 認知症に対する知識の普及・啓発
  - 認知症初期集中支援
  - 認知症予防の推進
  - 第2号被保険者への支援
  - 地域・施設との連携
  - 認知症カフェの推進
  - 介護マークの普及
- (4) 生活支援体制整備事業



## 基本目標4 安全・快適な暮らしのために

高齢者が尊厳を保ちながら生活を送ることができ、家族も安心して社会生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉の関係機関や地域住民等も含めた総合的な対策を進めます。

### 1. 情報提供の充実

- (1) 総合的、包括的な情報提供
- (2) 積極的な情報提供

### 2. 暮らしやすい生活環境の整備

- (1) バリアフリーのまちづくりの促進
- (2) 高齢者の集いの場所（地域サロン）の確保

### 3. 安全・安心に暮らせる生活環境の整備

- (1) 緊急通報システム事業
- (2) 高齢者見守りネットワークの強化
- (3) 生活支援のための体制の整備
- (4) 災害時に備えた体制づくり・地域との連携
- (5) 災害時の区長会、民生委員等、関係機関の連携

### 4. 人権・権利擁護の推進

- (1) 成年後見制度等の普及啓発
- (2) 消費者被害の防止
- (3) 高齢者虐待防止ネットワークの構築
- (4) 高齢者虐待の防止・早期発見及び権利擁護事業の実施

### 5. 高齢者の福祉施設サービス等

- (1) 養護老人ホーム
- (2) 軽費老人ホーム（ケアハウス）
- (3) 有料老人ホーム
- (4) 横瀬町総合福祉センター

### 6. その他の高齢者福祉施策

- (1) 百歳長寿の祝い事業
- (2) 健康長寿祝金支給事業
- (3) 高齢者日常生活用具給付事業
- (4) 敬老会事業



## 基本目標5 社会の一員としての生きがいある暮らしのために

高齢者の多様性や自発性を十分に尊重しながら、様々な活動（スポーツ・地域貢献・就業等）に参加できる機会を充実するとともに、地域づくりの担い手としても活躍できるよう支援します。

### 1. 社会参加の促進

- (1) 高齢者の就労支援
- (2) 老人クラブへの支援
- (3) 高齢者ボランティアの育成

### 2. 生涯学習、地域活動の促進

- (1) 生涯学習活動への支援

### 3. 地域社会の理解の促進

- (1) 地区組織、ボランティア組織の育成



## 6 介護保険サービス

要介護（要支援）認定を受けると、ケアプランに基づいて、各介護保険サービスの利用ができます。

	サービスの種類	サービスの内容
居宅サービス	訪問介護 （ホームヘルプサービス）	ホームヘルパーが訪問し、身体介護（食事、入浴、排せつのお世話、通院の付き添いなど）や生活援助（住居の掃除、洗濯、買い物、食事の準備、調理など）を行います。
	訪問入浴介護[介護予防訪問入浴介護]	移動入浴車などで訪問し、入浴の介助を行います。
	訪問看護[介護予防訪問看護]	看護師などが訪問し、床ずれの手当てや点滴の管理などを行います。
	訪問リハビリテーション [介護予防訪問リハビリテーション]	リハビリ（機能回復訓練）の専門家が訪問し、リハビリを行います。
	居宅療養管理指導 [介護予防居宅療養管理指導]	医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士などが訪問し、薬の飲み方、食事など療養上の管理・指導をします。
	通所介護	デイサービスセンターで食事・入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
	通所リハビリテーション [介護予防通所リハビリテーション]	介護老人保健施設などで、日帰りの機能訓練などが受けられます。
	短期入所生活介護 [介護予防短期入所生活介護]	介護老人福祉施設などに短期間入所して、食事、入浴などの介護や、日常生活の支援が受けられます。
	短期入所療養介護 [介護予防短期入所療養介護]	介護老人保健施設などに短期間入所して、医療や介護、機能訓練が受けられます。
	福祉用具貸与 [介護予防福祉用具貸与]	車いすやベッドなど、日常生活の自立を助ける用具を貸し出します。
	特定福祉用具販売 [特定介護予防福祉用具販売]	排せつや入浴に用いる用具に対して、年間上限 10 万円まで福祉用具購入費を支給します（自己負担あり）。
	居宅介護住宅改修 [介護予防住宅改修]	生活環境を整えるための小規模な住宅改修に対して、上限 20 万円まで住宅改修費を支給します（自己負担あり）。
	特定施設入居者生活介護 [介護予防特定施設入居者生活介護]	有料老人ホームなどで食事、入浴などの介護や日常生活の支援が受けられます。
介護予防支援・居宅介護支援	ケアプランを作成するほか、利用者が安心して介護サービスを利用できるよう支援します。	
地域密着型サービス	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が一体的にまたは密接に連携しながら、定期巡回と随時の対応を行うサービスです。
	夜間対応型訪問介護	夜間において定期的な巡回訪問もしくは通報を受けて、介護福祉士などによって入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援を提供するサービスです。
	認知症対応型通所介護 [介護予防認知症対応型通所介護]	認知症の高齢者が食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアを日帰りで受けられます。
	小規模多機能型居宅介護 [介護予防小規模多機能型居宅介護]	小規模な住居型の施設で、通いを中心としながら訪問、短期間の宿泊などを組み合わせて、食事、入浴などの介護や支援が受けられます。
	認知症対応型共同生活介護 [介護予防認知症対応型共同生活介護]	認知症の高齢者が共同で生活できる場（住居）で、食事、入浴などの介護や支援、専門的ケアが受けられます。
	地域密着型特定施設入居者生活介護	地域密着型特定施設に入居している方を対象として、入浴、排せつ、食事等の介護などの日常生活上の支援と機能訓練を提供するサービスです。
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	29 人以下の定員の介護老人福祉施設において、常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ一体的に提供するサービスです。
地域密着型通所介護	利用定員が 18 人以下の通所介護事業所で、サービス内容は、通所介護と同様です。	
施設サービス	介護老人福祉施設 （特別養護老人ホーム）	常に介護が必要な方が、施設で食事・入浴など日常生活の介護や健康管理が受けられます。
	介護老人保健施設	病状が安定し、リハビリに重点をおいた方が、医学的な管理のもとで介護・看護やリハビリが受けられます。
	介護療養型医療施設	病状は安定しているものの、長期間にわたり療養が必要な方が、介護体制の整った医療施設で、医療や看護などが受けられます。
	介護医療院	「長期療養のための医療」と「日常生活上の世話（介護）」を一体的に提供する新たな介護保険施設です。

## 7 介護保険料

高齢者人口や要支援・要介護認定者の増加、サービス量の増加などに伴い第7期計画（3年間）の標準給付費は、3年間合計で約23億円と見込まれます。これに地域支援事業費などを加えて、第7期計画の介護保険料を見込みます。この結果、第1号被保険者（65歳以上の方）の第7期の保険料の月額基準額は、5,200円となりました。

### ■介護保険料の算定

単位：千円

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	合計
標準給付費見込額（A）	704,236	772,349	844,387	2,320,972
地域支援事業費	35,913	36,990	38,100	111,004
介護予防・日常生活支援総合事業（B）	25,778	26,551	27,348	79,677
包括的支援事業・任意事業費（C）	10,135	10,439	10,752	31,327
第1号被保険者負担分相当額 （（A+B+C）×23.0%=D）	170,234	186,148	202,972	559,354
調整交付金相当額（（A+B）×5.0%=E）	36,501	39,945	43,587	120,032
調整交付金見込交付割合	5.0%	4.6%	4.2%	
調整交付金見込額（F）	36,355	36,909	36,787	110,051
介護給付費準備基金取崩額（G）				60,200
保険料収納必要額（C+D-E-F=H）				509,136
所得段階別加入割合補正後被保険者数（I）	2,758	2,774	2,794	8,326
予定保険料収納率（J）			98.0%	
保険料の基準額【（H÷J）÷I÷12ヶ月】			月額基準額	5,200

※端数処理の関係により計の数字が合わないものがあります。

### ■第1号被保険者の所得段階別保険料

所得段階	対象者	基準月額に対する割合		
		30年度	31年度	32年度
第1段階	・生活保護受給者 ・世帯全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.50	0.50	0.50
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、「公的年金等収入+合計所得金額」が120万円以下で第1段階以外の方	0.75	0.75	0.75
第3段階	世帯全員が住民税非課税で第2段階以外の方	0.75	0.75	0.75
第4段階	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で「公的年金等収入+合計所得金額」が80万円以下の方	0.90	0.90	0.90
第5段階 保険料基準月額 5,200円	本人が住民税非課税（世帯内に住民税課税者有り）で第4段階以外の方	1.00	1.00	1.00
第6段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	1.20	1.20
第7段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.30	1.30	1.30
第8段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.50	1.50	1.50
第9段階	本人が住民税課税で、合計所得金額が300万円以上の方	1.70	1.70	1.70

横瀬町高齢者福祉計画・介護保険事業計画《第7期（平成30年度～32年度）》 概要版

発行・編集／横瀬町 健康づくり課

〒368-0072 埼玉県秩父郡横瀬町大字横瀬 4545 TEL：0494-25-0116 FAX：0494-21-5155

URL：http://www.town.yokoze.saitama.jp/